

様式第三（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成 29 年 3 月 30 日
2. 認定特定新事業開拓投資事業組合名
N A I Cベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合
3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
 - (1) 投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階
ステージ：主にアーリーステージ
分野：ドローン関連、AI 関連、I O T 関連、エネルギー関連、ハウスシェアリングサービス関連等
 - (2) 投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
 1. 投資先から提出された資料を精査するのは当然であるが、シード・ベンチャー企業の場合、資料作成すらできないケースもある事から、精査をするだけでなく、必要があれば、事業計画書の作成、及び投資家から投資を受ける上で必要な資料に関し、妥当性、実現性、正確性などの検証を行いながら、助言並びに計画そのものの作成に携わる。
 2. 会計士、弁護士、新規出資者等の紹介も併せて行う。投資後は、顧客の紹介だけでなく、当該企業にとって必要な人材の紹介を行い、取締役、もしくは必要に応じて顧問、パートナー等へ就任し、経営の意志決定に参加する。
 3. 投資先会社の取締役、監査役または顧問に就任し、投資先会社の営業状況、財務の状況及び人事の状況について無限責任組合員の投資事業部長に対して報告するとともに、投資事業部長と相談しつつ、事業計画支援、I P O 支援、マーケティング支援、資金調達支援、人的支援など適切な経営指導を行う。
4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期
開始時期：平成 29 年 3 月 30 日
終了時期：平成 39 年 2 月 20 日

様式第三（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成 29 年 3 月 31 日
2. 認定特定新事業開拓投資事業組合名
マルタスインベストメント 1 号投資事業有限責任組合
3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
 - (1) 投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階
新しいサービスで、社会に新しい価値や効率を提供できる企業への投資を行う。
新たな事業の成長段階が事業拡張期にある新事業開拓事業者を中心に投資を行う予定。
 - (2) 投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
無限責任組合員の役職員を通じて、第三者と協力しての管理部門の支援を行う。営業部門では業務提携や販売先・マーケティング手法等の提供によって売上拡大を支援する。
4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期
開始時期：平成 29 年 3 月 31 日
終了時期：平成 37 年 2 月 28 日

様式第三（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日
平成29年3月31日
2. 認定特定新事業開拓投資事業組合名
みやこ京大イノベーションP投資事業有限責任組合
3. 認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
 - (1) 投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階
 - 投資対象、投資判断
投資判断にあたっては、主に大学・研究機関に関連する人材・知財や最先端の研究開発成果等を利活用している、または今後それらを利活用する計画を有するベンチャー企業であること、次世代の産業創造が見込める有力な先端技術、革新的なビジネスモデルに基づき日本国内のみならず世界市場を視野に入れた事業計画・経営チームを有すること、リードまたはそれに準ずる投資とハンズオンによるモニタリングを行うことで投資先の成長力並びに事業価値の向上に期待出来ること、中長期的な経営戦略及び成長戦略（グローバル展開を含む）を有しそれらを推進する経営者・経営陣が存在することを重視する。
投資実行後は、綿密なモニタリングやバリューアップへの積極関与により付加価値を創造し、投資先事業者等の企業価値・株式価値の最大化を図る。
 - 投資形態・投資規模
投資対象ステージとしては、シード、アーリーの企業成長にかかる初期ステージの企業を主な投資対象時期としつつ、ミドル、レイターといったステージの企業に対してもバランスよく分散投資するものとする。
投資対象業種としては、ライフサイエンス・ヘルスケア、IT/IoT・エレクトロニクス、アグリ・フード、環境・エネルギー等の分野を含む全ての業種に対してバランスよく分散投資するものとする。
 - (2) 投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容
ハンズオン経営支援の方策としては、以下に掲げる施策を着実に実行する。
 - ・国内外における事業開発、技術開発、資金調達
 - ・海外展開戦略の策定
 - ・販売・マーケティング、PR方策の策定
 - ・弁護士事務所、会計事務所の紹介
 - ・人材の採用（経営者、エンジニア・開発人材）、チームビルディング

- ・顧客、パートナーの紹介等営業支援
- ・戦略提携先の紹介
- ・他V Cの紹介
- ・資本政策、事業計画、資金調達の立案・企画等財務・経営戦略の構築
- ・EXIT戦略（株式公開、海外上場、海外M& A含む）の策定・実行 等

4. 特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期

開始時期：平成 29 年 4 月 1 日

終了時期：平成 36 年 12 月 31 日